

TPPの概要と日本経済への影響

An Outline of the TPP and Its Effect on the Japanese Economy

WTO (World Trade Organization、世界貿易機関) のドーハ・ラウンド交渉が行き詰まり、世界全体としての貿易自由化が停滞する中、各国はFTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定) の締結を積極的に進めている。近年は特に「メガFTA」と言われる、多数の国が参加する経済規模が大きなFTAの交渉が注目を集めている。

2016年2月に署名されたTPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ) は、メガFTAの代表的なものであり、関税の原則撤廃という高い水準での貿易自由化と貿易・投資に関するルールづくりを特徴とする、21世紀型の経済連携協定とよばれる。TPPの交渉分野は広範囲にわたり、その目指すところは、関税の撤廃等を通じて、域内におけるモノ、人、資本、情報の国境を越える動きを可能な限り円滑にして、域内の競争条件をできるだけ平等なものとするにありと見える。そして、競争の促進を通じて、生産性を引き上げ、経済成長へとつなげようとしていると考えることができる。

TPPが日本経済に与える影響としては、貿易の活発化や税関手続きの効率化等を通じて、実質GDPを長期的に押し上げる一方、農業では安価な輸入品の増加により生産額が減少すると見込まれている。

政府は、TPPの大筋合意を受けて「総合的なTPP関連政策大綱」をまとめた。農林水産関連分野の施策のほか、TPPの活用の推進に向けて、中堅・中小企業への情報提供や相談体制等の整備といった支援策が盛り込まれている。今後は、こうした取り組みを、企業のニーズに応える形で効果的に推進していくことが課題となる。そうした中、TPPに期待される効果がもたらされるかは、企業がTPPを活用して企業業績の拡大へとつなげることができるかにかかっていると見える。



With the WTO Doha Round negotiations stalled and progress in trade liberalization at the global level come to a standstill, countries have actively been making free-trade agreements (FTAs). In recent years, particularly, mega FTAs—large FTAs with a number of participating countries—have been attracting attention. Representative of mega FTAs is the TPP signed in February 2016. The TPP is characterized by its rule-making on trade and investment and a high degree of trade liberalization (elimination of tariffs in principle), and is classed as a twenty-first century trade agreement. A wide range of areas are subject to TPP negotiations, the goals of which are to make cross-border movements of goods, people, capital, and information as smooth as possible through the elimination of tariffs and other measures and to make the competitive conditions of the free trade zone as fair as possible. The TPP is intended to increase the participants' productivity and economic growth by promoting competition. In the case of the Japanese economy, the TPP is expected to reduce the value of agricultural production due to increased cheap imports but raise real GDP in the long run through vitalized trade and efficient customs procedures. In response to the basic TPP agreement, the government of Japan prepared the General Principles of Comprehensive TPP-Related Policies. The document includes not only policies for agriculture, forestry, and fisheries, but also supportive measures for promoting the utilization of the TPP, for example, by creating a system to provide information and consultation to small and medium-sized firms. Future challenges include effectively promoting these policies and measures in a way that satisfies the needs of firms. Against this backdrop, whether the results expected of the TPP will materialize depends on firms' success in taking advantage of the TPP to improve their performance.

1 | 世界における FTA の潮流

(1) 停滞する WTO での貿易自由化

世界経済は、第2次世界大戦後、貿易自由化を進める中で成長を遂げてきた。世界全体での貿易自由化を推進するものとして、かつてはGATT (General Agreement on Tariffs and Trade、関税及び貿易に関する一般協定)、現在は、その機能を引き継ぐ形で1995年に設立されたWTO (World Trade Organization、世界貿易機関)がある。

WTOでは現在、2001年に立ち上げが決定されたドーハ・ラウンドの交渉が行われている。貿易円滑化等合意が得られた分野は、2013年にバリ・パッケージとしてまとめられた。しかしながら、関税の引き下げ等、他の交渉分野においては、先進国と途上国の対立等から、全体としては未だに合意に至っていない。こうした中、2015年末に開催されたWTO閣僚会合では、今後の交渉の進め方について先進国と途上国で意見が分かれた。先進国は、長期間にわたる交渉にもかかわらず成果が出ていないことから、今後も交渉を進める意義を疑問視している。他方、貿易自由化を自らの経済発展につなげたい途上国は交渉の継続を希望した。ドーハ・ラウンドの先行きはいっそう不透明感が高まっていると言える¹。

(2) 世界で増加する FTA

WTOでは、すべての加盟国に対して関税等において同等の待遇を与える最恵国待遇を基本原則とする。このため、特定の国との間でのみ関税を撤廃するFTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定)、FTAと比べると幅広い分野をカバーするとされるEPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定)は、WTOでは例外的なものとして位置付けられており、より高い水準での貿易自由化が求められている²。

FTAを締結して関税が撤廃された場合、輸出先で関税がかからないため、FTAを締結していない国よりも価格面で有利になり、輸出の増加が期待できる。これがFTA締結のメリットのひとつであり、各国はFTAの締結によ

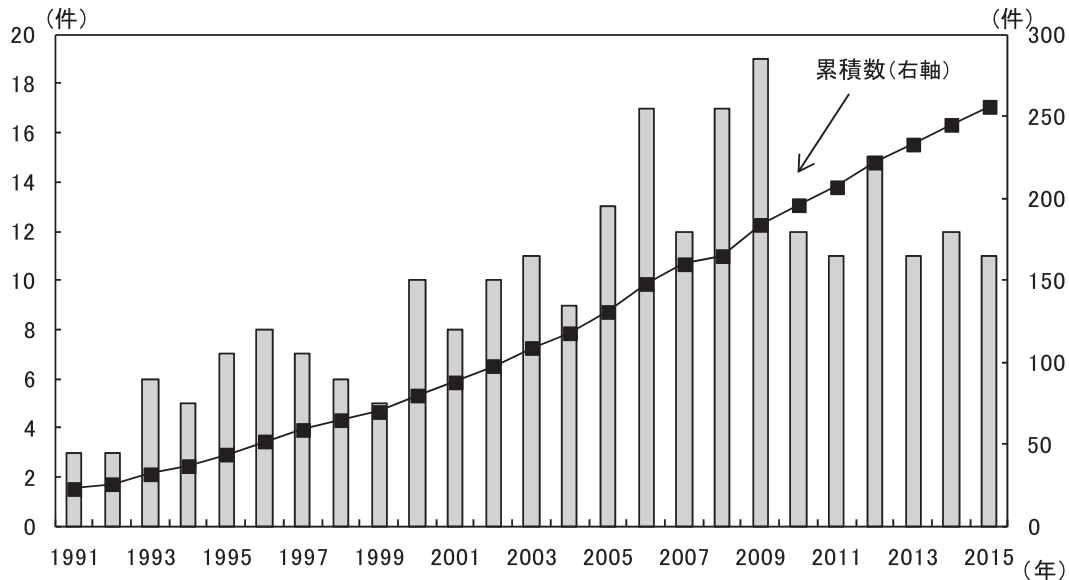
り、貿易・投資の自由化を推進して、生産性を向上させ、経済成長へとつなげようとしている。特に、新興国の中には、海外からの直接投資を呼び込んで、輸出拠点となることを目指し、FTAの締結に積極的な国もある。また、経済規模の小さな国は、内需中心の経済成長には限界があることから、外需の取り込みが重要となる。こうした観点から、FTAの締結に積極的な国もある。また、FTAは、締結相手国を自ら選定することができ、交渉に参加する国がそれほど多くないこと等から、交渉が比較的スムーズに進むという特徴がある。

FTAは、締結によるメリットが強調される傾向にあるが、締結しないことによるデメリットもある。輸出競合国がFTAの締結を進める中で、自国がFTAを締結しないしていると、輸出を行う点で相対的に不利な状況に陥ることになるからである。そうした状況を回避するために、輸出競合国がFTAを締結している国と、FTAを新たに締結しようとする国も出てくる³。こうしたことから、世界全体での貿易自由化の進展が停滞する中、二国間あるいは複数国間におけるFTAは世界において増加している(図表1)。

FTAは、古くはEEC (European Economic Community、ヨーロッパ経済共同体)、1994年に発効したNAFTA (North American Free Trade Agreement、北米自由貿易協定)等があるが、アジアにおいては2000年代に入ってから締結が活発化した。アジア太平洋地域におけるFTAの締結状況をみると、ASEAN全体では、中国、韓国、日本、インド、オーストラリア・ニュージーランドと個別にFTAを締結しており、アジアの自由貿易圏におけるハブのような存在となっている。

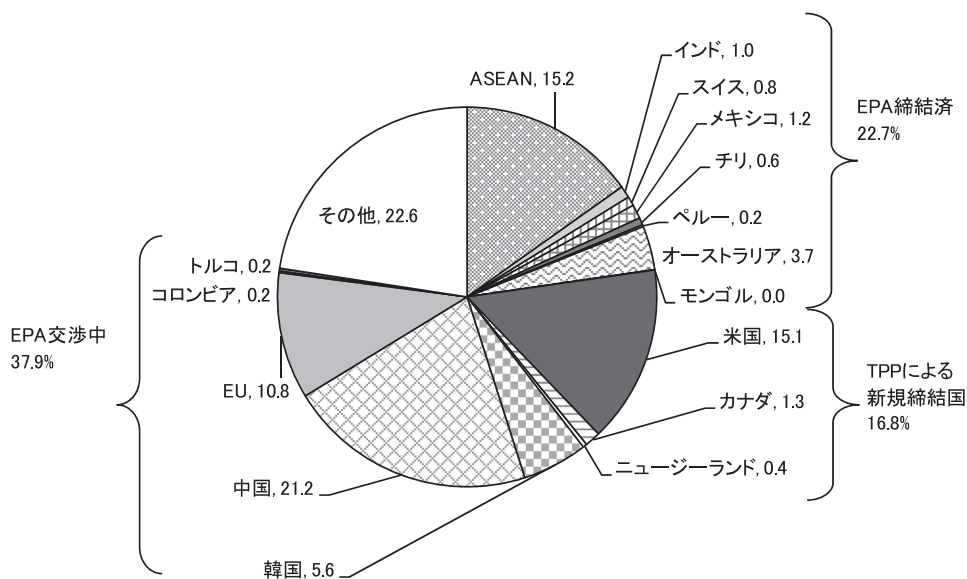
韓国は、米国、EU、ASEANといった経済規模の大きな国・地域とFTAを締結しているほか、中国とのFTAを2015年末に発効させた。この結果、韓国のFTAカバー率 (FTA締結国との貿易額が貿易総額に占める割合)は6割を超えており、日本や台湾等を除く主な貿易相手国とFTAを締結していると言える。中国は、ASEAN、韓国のほか、台湾、香港、オーストラリア、ニュージーランド、

図表1 世界におけるFTA/EPAの発効数



注：WTOに通報されているもののうち現在発効中のもの。2016年4月時点。
出所：WTO RTA databaseより作成

図表2 日本のFTAカバー率



注：2015年の貿易額に基づく
出所：財務省「貿易統計」より作成

スイス等とFTAを締結している。

日本は、ASEANやインド以外に、メキシコ等の中南米諸国とEPAを締結しているほか、オーストラリアとのEPAが2015年に発効した。ただし、日本のEPA締結国の多くは、ASEANやオーストラリアを除けば、日本との貿易額が小さな国が多いことから、日本のFTAカバー

率は2割程度にとどまっている。TPPが発効すれば、日本にとって貿易額が大きな米国が加わることから、FTAカバー率は4割に上昇することになる(図表2)。

(3) 交渉が進むメガFTA

アジア太平洋地域では、二国間・地域でのFTAの締結が活発に行われていると同時に、複数国が参加するFTA

の交渉も行われている(図表3)。TPP(Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ)以外に、ASEAN10カ国に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの合計16カ国が参加して交渉が行われているRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership、東アジア地域包括的経済連携)がその代表的な例である⁴。RCEPは、2012年11月に交渉の立ち上げが決定され、2013年5月に第1回交渉会合が開催された。RCEPには、ラオス、ミャンマー、カンボジアといったASEANの中では経済発展段階が遅れている国やインドが参加していることから、貿易自由化の水準はTPPと比較すると低いものになりそうである。

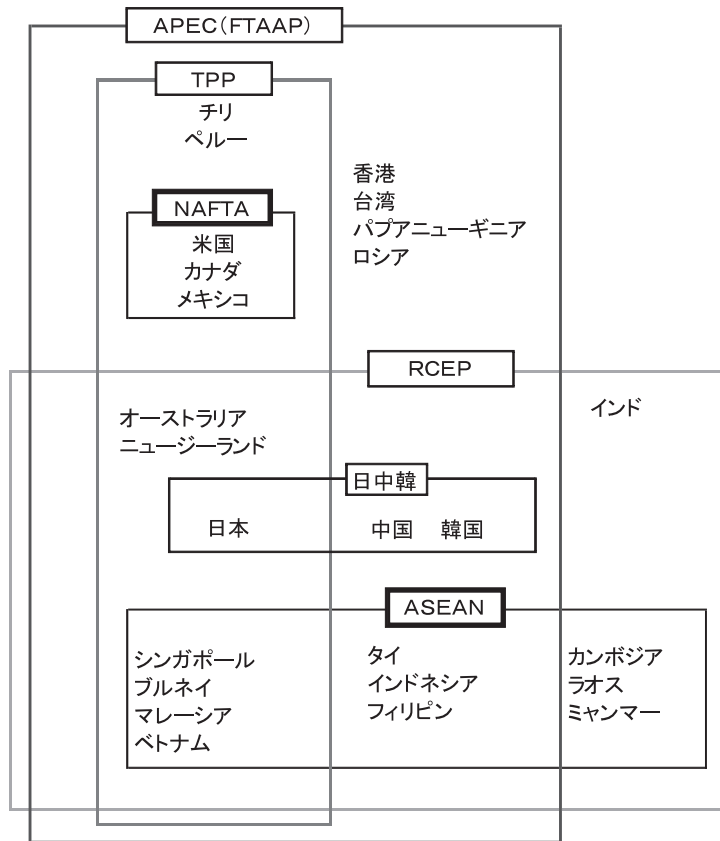
また、現時点では実際に交渉が行われているわけではないが、APEC(Asia-Pacific Economic

Cooperation、アジア太平洋経済協力)は将来、自由貿易圏(FTAAP、Free Trade Area of Asia-Pacific)を創設する構想をもっており、そのベースとなるものとみなされているのが、TPPとRCEPである。

TPP、RCEPのように、多数国が参加する経済規模の大きなFTAはメガFTAと呼ばれ、近年、交渉が活発に行われている。その背景には、企業活動のグローバル化が進展する中、効率的なグローバル・サプライチェーンの構築が進んでおり、二国間・地域のFTAでは企業はそのメリットを十分に生かすことができなくなっていることがあると考えられる。

TPP、RCEP以外のメガFTAとしては、日本、中国、韓国の3カ国で交渉が行われている日中韓FTAがある。アジア太平洋地域以外では、日本とEUの間のEPAや、EUと米国との間のFTAであるTTIP(Trans-Atlantic

図表3 アジア太平洋地域における自由貿易圏構想



注：名称を太線で囲っているものはすでに発効しているもの
出所：外務省資料をもとに作成

Trade and Investment Partnership、環大西洋貿易・投資パートナーシップ)の交渉が行われている。TTIPは、経済規模の点ではTPPを上回っており、合意に至れば、世界最大規模のFTAということになる。WTOにおける世界全体での貿易自由化の進展が停滞する中、TPPをはじめとするメガFTA、特に米国やEUが参加するものは、それが世界経済に及ぼす影響を無視できないこともあり、世界の注目を集める形となっている。

2 | TPPの特徴

(1) TPPとは

TPPは、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国の間で2006年に発効したEPA (P4協定)を母体としている。これらの国は、アジア太平洋地域に位置しており、経済規模が小さく、貿易自由化に対して積極的な国であると言える。この枠組みに、2010年3月に米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムが加わって、8カ国での交渉が開始された。その後、同年10月にマレーシアが交渉に加わり、2011年には日本、カナダ、メキシコが交渉参加の意向を表明し、2012年からカナダとメキシコ、2013年からは日本が交渉に参加した。そして、2015年10月に大筋合意に達し、2016年2月に署名が行われた。

TPPは、関税の原則撤廃という高い水準での貿易自由化と、貿易・投資に関わるルールづくりが特徴であり、21世紀型の経済連携協定とよばれている。その特徴を踏まえると、TPPの目指すところは、関税の撤廃等を通じて、域内におけるモノ、人、資本、情報の国境を越える動きを可能な限り円滑にして、域内の競争条件をできるだけ平等なものとするにあると言える。そして、競争を通じて、生産性を引き上げ、経済成長へとつなげようとしていると考えることができる。

なお、現在、TPP参加国では、発効に向けて、国内手続きが行われている。TPPの発効に向けて、すべての参加国の手続きが署名の日から2年以内に終わらない場合、TPP参加国のGDPの合計において、85%を占める、少なくとも6カ国以上の国で国内手続きが終了すれば、その60日後に発効することになっている。このことは、TPP参加各国のGDPの規模を考慮すると、実質的には、発効に向けて日本と米国の国内手続きが終了することが不可欠であることを意味している。

(2) TPP参加国の概要

TPPに参加している12カ国の経済規模についてみると、米国、日本で合わせてTPP参加国全体の約4分の3を占めており、両国の存在感が目立つ(図表4)。経済発展段階を表す指標のひとつと考えることができる1人あ

図表4 TPP参加国の人口と経済規模等

単位	人口		GDP		一人当たりGDP ドル	日本の貿易総額 に占めるシェア %	備考(日本との経済連携協定)
	万人	億ドル	TPPでのシェア(%)	ドル			
米国	31,913	173,481	62.0	54,360	15.1		
日本	12,712	45,962	16.4	36,156	—		
カナダ	3,550	17,838	6.4	50,252	1.3		
オーストラリア	2,361	14,420	5.2	61,063	3.7	日・オーストラリアEPA発効済	
ニュージーランド	456	1,979	0.7	43,457	0.4		
チリ	1,782	2,587	0.9	14,517	0.6	日・チリEPA発効済	
メキシコ	12,539	12,979	4.6	10,351	1.2	日・メキシコEPA発効済	
ペルー	3,142	2,029	0.7	6,457	0.2	日・ペルーEPA発効済	
ブルネイ	41	171	0.1	41,525	0.2	日・ブルネイEPA、日・ASEAN EPA発効済	
マレーシア	3,060	3,381	1.2	11,050	2.6	日・マレーシアEPA、日・ASEAN EPA発効済	
シンガポール	547	3,064	1.1	56,010	2.2	日・シンガポールEPA、日・ASEAN EPA発効済	
ベトナム	9,073	1,859	0.7	2,049	2.2	日・ベトナムEPA、日・ASEAN EPA発効済	
計	81,175	279,748	100.0	—	29.7		

注：2014年時点、日本の貿易総額に占めるシェアは2015年のもの。

出所：IMF「World Economic Outlook Database」(2016年4月)、財務省「貿易統計」より作成

たりGDPの水準に注目すると、オーストラリア、米国、日本等先進国の水準は3万ドル以上と高い一方、ベトナムは2千ドル程度である。このように、TPP参加国には経済規模、経済発展段階等の点から、多様な国が参加していることが分かる。また、ベトナムは市場経済システムを導入しているとはいえ、社会主義国であり、国営企業の存在感が大きいといった特徴がある⁵。

なお、もともと4カ国でスタートしたTPPが現時点で参加国が12カ国に拡大しているように、TPPは「開かれた」自由貿易協定といった特徴をもっている。TPPが大筋合意に至った時点で、韓国、インドネシアをはじめとするアジアの国が参加への関心を示している。こうした動きを受けて、TPP参加国は、新たに参加を希望する国に対する審査基準について、検討を進める方向であり、今後、TPP参加国は増加する可能性が高い。

(3) TPP交渉分野

TPPの交渉分野は、関税、サービス貿易、投資にとどまらず、政府調達、知的財産といった分野のほか、日本がこれまでに締結したEPAでとりあげたことのない「労働」、「環境」も含まれる等、多岐にわたる(図表5)。以下、協定の章立てに基づいて交渉分野について簡単に見ていくことにする。

「物品市場アクセス」では、関税の引き下げについて定めている。「原産地規則及び原産地手続」では、関税引き下げの対象となる原産品とみなされるための基準等が定められている。「税関当局及び貿易円滑化」では、税関手続きの効率化を図ることとされている。非関税障壁となりかねない「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」では、透明性の確保等が定められている。

サービス貿易や投資に関しては、国内企業と海外企業を平等に扱うという内国民待遇を原則とし、規制を緩和する一方、各国が例外とする分野を設けている。「ビジネス関係者の一時的な入国」においては、ビザの発給に関して透明性を高めることとされている。「電子商取引」では、電子商取引に関するルールが定められている。

「政府調達」、「競争政策」、「国有企業及び指定独占企業」

は、政府部門に関するルールについてである。「政府調達」では、政府関係機関が公共事業等を発注する際に海外の企業が入札に参入できる基準額等を定めている。「競争政策」は競争法令の制定等について、「国有企業及び指定独占企業」では、国有企業と民間企業の対等な競争条件を確保するための規律がそれぞれ定められている。

知的財産では、WTOのTRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)をベースとしつつ、権利の保護を強化する形となっている。「労働」、「環境」では、貿易や投資において有利となるように基準を緩和することを禁止すること等が定められている。

このほか、貿易・投資の自由化によるメリットを大企業だけでなく中小企業も享受できるように、情報提供等を行うことが「中小企業」で規定されている。また、協定の解釈の不一致等を原因とする紛争を解決するためのルール等も定められている。

3 | TPPの大筋合意の概要

(1) 関税分野の合意の概要

TPP参加国の自由化率(関税が最終的に撤廃される品目の割合)は、日本は95%、日本以外の国では99%あるいは100%となっている(図表6)。工業製品については、最終的にはすべての参加国でほとんどの品目で関税が撤廃されることになっており、このうち発効時に関税がゼロである品目は、新興国では7~8割程度、他の国では9割以上となっている。もっとも、米国では、自動車の関税(2.5%)は25年目に、トラックの関税(25%)は30年目に撤廃されることになっており、長期にわたって関税が維持されるものもある。

日本がこれまでに締結したEPAにおける自由化率(10年以内に関税を撤廃する品目の割合)は最も高いケースでも90%程度であったので、TPPでの自由化率は日本にとっては、高いものであると言える。

それでも、日本の自由化率が他の参加国と比較して低

図表5 TPPの交渉分野

章(分野)	概要
1 冒頭の規定及び一般的定義	TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章に使用される用語の定義を定める。
2 内国民待遇及び物品の市場アクセス	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
3 原産地規則及び原産地手続	関税の減免の対象となる「TPP地域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明制度等について定める。
4 繊維及び繊維製品	繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。
5 税関当局及び貿易円滑化	税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
6 貿易救済	ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。
7 衛生植物検疫(SPS)措置	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
8 貿易の技術的障害(TBT)	安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
9 投資	投資国間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
10 国境を超えるサービスの貿易	内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。
11 金融サービス	金融分野の国境を超えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
12 ビジネス関係者の一時的入国	ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。
13 電気通信	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
14 電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
15 政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
16 競争政策	競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。
17 国有企業及び指定独占企業	国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。
18 知的財産	特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。
19 労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
20 環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
21 協力及び能力開発	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
22 競争力及びビジネスの円滑化	サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。
23 開発	開発を支援するための福祉の向上や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。
24 中小企業	中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。
25 規制の整合性	加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規制の透明性を高めること等を定める。
26 透明性及び腐敗行為の防止	協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。
27 運用及び制度に関する規定	協定の実施・運用等に関わるルールなど協定全体に関わる事項等を定める。
28 紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。
29 例外	締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。
30 最終規定	TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続き、協定の正文等について定める。

出所：内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大幅合意について」(平成27年10月)

い水準にとどまっているのは、農林水産物における自由化率が81%と低いためである。これは、米、麦類、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビ等の甘味資源作物といった重要5品目については、関税の撤廃を回避するという国会の決議もあり、交渉の結果、関税が維持されたものが多

くあるためである。

農林水産物の中で、日本がこれまでに締結したEPAにおいて関税が撤廃されたことがない品目は834あり、このうち重要5品目は586である⁶。TPPでは、重要5品目では439品目、重要5品目以外では27品目で関税が

図表6 TPP参加国の自由化率

(単位：%)

国名	日本	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
全品目	95	100	99	100	100	100
工業製品	100	100	100	99.8	100	100
農林水産物	81	98.8	94.1	100	100	100

国名	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	99	100	99	100	100	100
工業製品	99.6	100	100	100	100	100
農林水産物	96.4	99.5	96	99.6	99.4	100

注：品目ベース、HS2007に基づく。

出所：内閣官房TPP政府対策本部『TPPファクトシート「農林水産分野」』、経済産業省「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）における工業製品関税（経済産業省関連分）に関する大筋合意結果」より作成

図表7 日本の農林水産物の関税引き下げ等に関する合意内容

品目	合意内容
米	・米国、オーストラリアに国別枠を設定 米国：発効時5万トン（当初3年維持）⇒7万トン（13年目以降） オーストラリア：発効時0.6万トン（当初3年維持）⇒0.84万トン（13年目以降）
小麦	・米国、カナダ、オーストラリアに国別枠を設定。マークアップを9年目までに45%削減 米国：発効時11.4万トン⇒15万トン（7年目） カナダ：発効時4.0万トン⇒5.3万トン（7年目） オーストラリア：発効時3.8万トン⇒5.0万トン（7年目）
牛肉	・セーフガード付で関税削減（現行38.5%⇒発効時27.5%⇒10年目20%⇒16年目以降9%）
豚肉	・セーフガード付で関税削減。高価格品に対する従価税は現行4.3%⇒発効時2.2%⇒10年目以降0% 低価格品に対する従量税は現行482円/kg⇒発効時125円/kg⇒10年目以降50円/kg
乳製品	・バターはTPP枠を設定（製品ベースで発効時3188トン⇒6年目以降3719トン） ・チーズは、CHEDA、ゴダ、クリームチーズ等は関税を段階的に削減し、16年目に撤廃

出所：内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」、農林水産省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」により作成

維持されることになっており、これまでに関税を撤廃したことがない品目に限ると、関税が維持される割合は、重要5品目では約7割となっている。

しかしながら、他のTPP参加国からの市場アクセス改善に関する要望も踏まえ、重要5品目のうち米や麦類については、国別の輸入枠が設けられることになっているほか、牛肉、豚肉については関税は撤廃されないものの、削減されることになっている。乳製品についてもチーズ等で関税が削減されるものや、撤廃されるものがある（図表7）。

重要5品目以外では、野菜、果物、魚類等で関税が最終的に撤廃されるものがあるほか、ワイン、ケチャップ等のトマト加工品でも時間をかけたうえで関税が撤廃され

ることとなっている。

工業製品では、銅、亜鉛、鉛等の非鉄金属は11年目に関税が撤廃される（一部は即時撤廃）ほか、プラスチック原料や有機化学品等の化学製品では関税が即時撤廃される。最終消費財では、衣類等の繊維製品は一部を除いて、関税が即時撤廃される⁷。ハンドバッグ等の皮革製品や履物では、国内産業を保護する観点から関税が撤廃される時期は11年目または16年目となっている。

関税の削減・撤廃をはじめとする市場開放は、他のTPP参加国でも行われる。農林水産物では、米国は、日本から輸入する米や牛肉について、時間をかけたうえで関税を撤廃する。それまでの間、牛肉は無税の輸入枠が設定されることになっている。このほか、日本酒について

は、すべての参加国で関税が撤廃される。非農林水産物では、陶磁器、タオル等で関税が撤廃される。品目によっては、日本がEPAをすでに締結している国において、関税の撤廃時期が前倒しされるものもある。

このように、TPP参加国間で関税の削減・撤廃が行われるものの、TPPが発効した場合に、日本からTPP参加国向けに輸出するすべての品目が、輸出先での関税の削減・撤廃の対象となるわけではない。一般にFTAにおいて関税の削減・撤廃の対象となるためには、各FTAにおいて原産地規則で定められている基準を満たす必要がある。その基準には、関税分類変更基準や付加価値基準があり、付加価値基準では、輸出品における自国の付加価値の割合が一定以上であることが求められる。TPPでは、付加価値基準について、完全累積制度が採用されており、たとえば、日本から部品を輸入して、マレーシアで加工・組立を行い、他のTPP参加国に輸出する場合、日本とマレーシアの付加価値割合を合計できるようになっている。TPP参加国の付加価値割合を足し合わせることで、原産地基準を満たしやすい形となっている。

また、原産地品であることを証明する場合、日本の商工会議所等が証明する「第三者証明制度」や輸出を行う企業自らが証明する「自己証明制度」があるが、TPPでは「自己証明制度」が採用される。自己証明制度は、第三者証明制度と比較すると、手続きにかかる時間が短いといったメリットがあるとされている。

このほか、TPPでは、税関において通関手続の迅速化等が図られることになっており、急送便の場合には貨物の到着後、6時間以内に引き取りが可能となる。

(2) 非関税分野の合意の概要

サービス、投資については、内国民待遇や最恵国待遇が原則として適用されることになっており、参加各国はこうしたルールの適用の例外とする分野をリスト化する形となっている（ネガティブリスト方式）。この方式では、規制の内容が明確になることから、WTOにおける、各国が自由化するサービス分野をリスト化するポジティブリスト方式と比較すると、透明性や予見可能性が高いとさ

れている。

サービス分野では、数量制限の禁止のほか、内国民待遇等の例外とされた分野においてはラチェット条項が置かれており、自由化の程度が後退しないような仕組みとなっている。また、サービス業への参入にあたり、進出先国において拠点の設立を要求することが禁止されている。

TPPでの合意を受けて、海外企業に対する参入規制が緩和されることになるものの、ネガティブリスト方式が採用されているように、すべての分野で規制が緩和・撤廃されたり、拠点設置要求が禁止されたりするわけではない。日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、初等および中等教育、エネルギー産業、放送業、土地取引等については引き続き、規制を維持するとともに、ラチェット条項の対象外としている。また、弁護士、会計士等については、各国が定める要件を満たす必要があり、資格をTPP参加国間で相互認証することにはなっていない。つまり、TPP参加国の外国人が日本で弁護士業を行う場合、日本の弁護士の資格を保有していることに加えて、事務所を日本に開く必要があることになる。

投資分野では、進出先の政府による代償をとまわらない不当な収用措置に対して、企業は進出先の政府を、国際仲裁機関に訴えることができるISDS (Investor-State dispute settlement) 条項が盛り込まれている。ISDS条項はTPPに特有のものではないが、ISDS条項が盛り込まれたことにより、投資家にとってはリスクが軽減することになる。

ISDS条項に関して、TPPでは、企業による濫訴を防ぐため、申立て期間を一定の期間（3年6ヵ月）に制限する規定等が置かれている。このほか、進出先の政府による措置が、公共の福祉といった正当な目的を有しており、差別的でない場合には、基本的にはISDSの対象外とされている。

政府調達分野では、TPP参加国のうち、WTOの政府調達協定 (GPA, Agreement on Government Procurement) において海外の企業に市場を開放して

いる国は日本、シンガポール、米国等にとどまっている。TPPの合意内容に基づき、GPAに参加していないベトナム、マレーシア等でも新たに政府調達市場が開放されることになる。

国有企業および指定独占企業分野では、商業活動を行っている国有企業等に対して、海外の企業との競争において、有利となるような優遇措置を与えてはけないといった規律が定められている。国有企業に対する規律は、WTO協定において定められていないことから、TPPにより、TPP参加国の企業は他の参加国の国有企業と対等な競争条件を確保できることになる。ただし、TPP参加各国は、特定の規律について、特定の国有企業等に対して適用の例外とすることを定めている。

ビジネス関係者の一時的な入国では、ビザの手続きの迅速化・透明性の向上が図られることになる。ここでいうビジネス関係者とは、企業に勤務する人、投資家、研究所およびその家族等であり、単純労働者等は対象外となっている。また、国によっては、滞在期間が延長されるといったケースがあり、たとえば、ベトナムに入国する短期の商用訪問者（サービス販売の交渉目的）は、滞在期間がこれまでの90日から6ヵ月になる。

知的財産分野では、WTOの取り決めよりも知的財産の保護が強化される形となっていると言える。著作権の保護期間について、TPP参加国では少なくとも作者の死後70年とされることになっている。日本では映画は現時点で公表後70年（その著作物が創作後70年以内に公表されなかったときは、その70年）であるが、書籍等は原則として著作者の死後50年であり、TPPにより20年延長されることになる。これにより、著作者の権利が強化されることになる一方、著作権の保護期間が終了した作品をこれまでビジネスに活用していた場合には制約を受けることになる。また、著作権の侵害にともなう損害賠償金額について、法定損害賠償額が導入されることになるほか、著作権侵害に対して、著作者以外の人が裁判を起こすことができるようになる（非親告罪）。もっとも、非親告罪化により、パロディ等の二次創作が委縮してし

まう懸念があることから、日本では、その対象は、著作権侵害による被害額が大きな額である場合等に限る方向のようである。

このほか、TPPでは、商標に関する国際約束である「マドリッド議定書」または「商標法シンガポール条約」の締結が義務化される。TPP参加国の中にはカナダ、マレーシアのようにどちらも締結していない国があり、これらの国が商標に関する国際約束を締結することにより、日本の企業は当該国において商標登録が行いやすくなる。農林水産物等の地理的表示(GI、Geographical Indication)については、相互に保護したり、認定したりするための手続きが定められ、海外においてもブランドが保護されやすくなる。

4 | TPPが日本経済に与える影響

(1) 経済全体への影響

TPPは、さまざまなルートを通じて日本経済に影響を与えるが、関税の削減・撤廃といった貿易面を通じた影響について考えてみる。輸出面では、他のTPP参加国の関税の削減・撤廃により、日本の輸出環境は改善すると考えられる。もっとも、日本の主要輸出品である機械類や自動車の関税率は、TPP参加国の一部の新興国を除くと、すでに数%と低い水準となっている。さらには、日本の製造業では自動車をはじめとして、海外現地生産が進展している。このため、他のTPP参加国の関税が削減・撤廃されても、全体としては日本の輸出が大きく増加するとは考えにくい。

ただし、品目によっては日本からの輸出が増えるものもあると考えられる。たとえば、輸出全体に対する規模は小さいものの、農林水産物やタオル等は、関税引き下げが輸出増加のきっかけとなる可能性がある。

輸入については、日本はすでに工業製品の関税率は低く、TPPでは農林水産物を中心に関税の削減・撤廃が行われる。日本が重要5品目と位置付けているものの中では、米や小麦は国別に輸入枠が設定されることになっており、ニーズに応じて輸入が増加する可能性がある。牛

肉は関税が引き下げられることになっており、輸入が増加することも考えられる。もっとも、牛肉は、関税の削減にあたり、輸入の急増に備えたセーフガードが設けられている。これにより、輸入が急増した場合に、関税率を一定水準に引き上げることができるようになっている。また、牛肉の関税は発効時には38.5%から27.5%に引き下げられるものの、その後の引き下げ幅は小幅なものとなっている（関税率は10年目で20%、16年目以降は9%）。こうしたことから、輸入は長期的に見ると増加する可能性はあるものの、輸入数量が短期間のうちに急速に増加するとは考えにくい。

また、関税が削減されても、為替レートの変動がその効果を打ち消してしまう可能性もあり、たとえば輸入品の購入者価格の下落といった、消費者の目に見える形で効果が現れにくくなることも考えられる。

以上から、輸出、輸入については、貿易自由化を通じて、いずれも増加する可能性はあるものの、大きく増加することにはならないだろう。

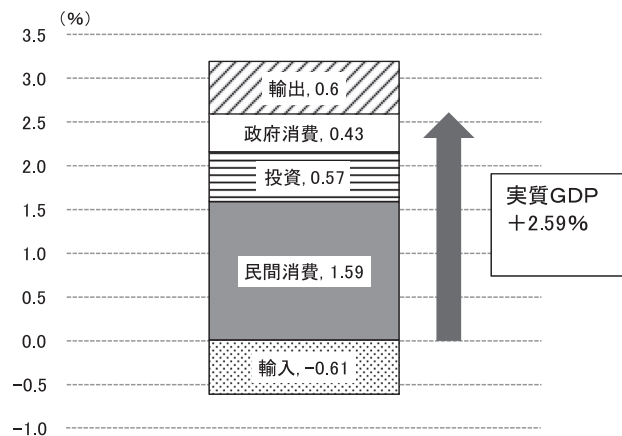
輸出と輸入が増加する結果、GDPはどのような影響を受けるのだろうか。政府は、TPPの合意に基づき、関税が削減・撤廃されるとともに、税関手続きの効率化が進んだ場合に、日本のGDPがどの程度押し上げられるかを試算している。それによると、TPPは日本の実質GDP

を最終的に2.59%押し上げ、雇用者を80万人近く増加させるとされている（図表8）。

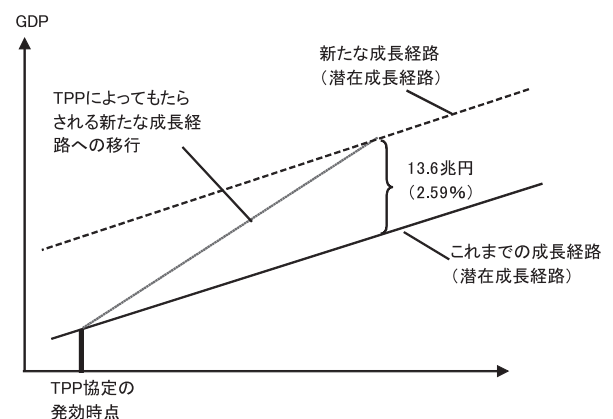
もっとも、この試算は、TPPをきっかけに、経済の「好循環」が働くことを想定していることに注意が必要である。つまり、TPPにより、貿易自由化、税関手続き等の効率化が進んで、生産性が上昇し、それにとまって実質賃金が増加する。そして、実質賃金の増加が雇用の増加をもたらし、家計所得の増加につながる。これが最終的に個人消費を押し上げるというメカニズムが働くと考えられている。したがって、政府が想定するような「好循環」が生じない場合にはTPPがもたらす効果は期待したほどには大きくならない可能性もある³。

TPPの合意内容に基づいて関税の削減・撤廃を行うと、日本の実質GDPは長期的には増加する一方、関税収入は減少することになる。日本の関税収入は2014年度で約1兆円であり、このうち3,190億円がTPP参加国からの輸入にかかるものである。政府試算によると、TPPにより関税収入は最終的に2,070億円減少する見込みである。国の一般会計の税収は、2014年度で約54兆円であり、TPP参加国からの輸入にかかる関税収入の減少額は税収全体の0.4%程度にすぎない。したがって、TPPに基づいて関税の削減・撤廃を行っても税収に与える影響は小さいと考えられる。

図表8 TPPが日本の実質GDPに与える影響（政府試算）



出所：内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定の経済効果分析について（概要）」（平成27年12月）より作成



出所：内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定の経済効果分析について（概要）」（平成27年12月）より作成

(2) 海外ビジネス環境の改善

TPPは、特徴のひとつが貿易・投資に関するルールづくりにあるように、その効果は、関税撤廃等に基づくGDPの押し上げだけにとどまらない。ルールの設定がもたらす効果は、定量的に把握することは困難であり、前述の政府試算においても考慮されていない。しかしながら、ルールが整備され、透明性や予見可能性が高まることは、企業に恩恵をもたらすと考えられる。

まず、サービス・投資分野でTPP参加国のうち新興国を中心に規制緩和が進められることから、日本企業にとっては、海外でのビジネスチャンスが拡大することになる。このほか、ビザの発給の迅速化、透明性の向上等も海外でのビジネスの円滑化に寄与するだろう。

また、実際に日本企業がISDS条項を用いて進出先の政府を国際仲裁機関に訴えることはほとんどないかもしれないが、こうしたルールが導入されることにより、進出先の政府から不当な扱いを受けるリスクが軽減されることになる。他方、日本はこれまでに締結したEPAにおいても、ISDS条項が盛り込まれたことはあるが、締結相手国から提訴されたことはこれまでない⁹。こうしたことを考慮すると、ISDS条項の導入により、日本が他のTPP参加国の企業から訴えられる可能性は低いと言えるだろう。

知的財産の保護の強化は、日本企業にとって海外でのビジネス環境の改善につながると考えられる。特許庁「2015年度 模倣被害調査報告」によると、日本企業の模倣被害件数は、中国、台湾、韓国、ASEAN諸国といったアジアで多く見られており、日本企業にとってはそれだけビジネス機会が不正に奪われているということになる。アジアでのTPP参加国は現在、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイにとどまっているが、これらの国において知的財産侵害に対する取り締まりが強化されれば、その動きが他のアジア諸国に広がることも考えられる。また、地理的表示(GI)をはじめとする知的財産の保護の強化により、日本のブランド力が維持され、競争力の強化につながると期待される。TPPにより、他の

TPP参加国において商標の登録等が行いやすくなることも日本企業にとってはメリットと言えるだろう。

(3) 産業別に見た影響

TPPは、関税の撤廃、非関税分野での自由化等を通じて、さまざまな産業に影響を及ぼすと考えられる。その中で影響が大きいと考えられるのは、農業である。日本の農業は、農業従事者の高齢化等を背景に、生産額は減少傾向にある。こうした中、関税が削減・撤廃され、安価な輸入品との競争が激しくなると、打撃を受けることが懸念される。

政府の試算では、TPPの大筋合意を受けて2015年11月に取りまとめられた「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、生産性向上等を目的とする「攻め」と、畜産業を中心とする保護の強化といった「守り」の対策が講じられることが前提となっている。たとえば、米については、安価な輸入米の増加にともない、国内での販売価格の低下を防ぐため、政府が国産米を買い取ることをしている。畜産業については、赤字を補てんする割合を従来よりも高めると同時に、法制化することとしている。

こうした政策が実施される結果、主要な品目の生産量はいずれも維持されると試算されている¹⁰。しかしながら、関税の削減・撤廃により安価な輸入品が流入し、国内の販売価格が低下すると見込まれることから、生産額は農林水産物全体では、約1,300～2,100億円減少するとされている(図表9)。

もっとも、日本政策金融公庫「平成27年度下半期 消費者動向調査」により、消費者の食品の購入に対する意識を見ると、「割高でも国産を選ぶ」と回答した消費者の割合は、米では74.4%であるのに対して、牛肉は59.0%、豚肉は59.8%にとどまる。こうした消費者の意識を考慮すると、安価な牛肉については、需要が国産品から輸入品へシフトする可能性はないと言い切れないだろう。

TPPは、農業に対してマイナスの影響だけをもたらすわけではない。近年、農林水産物の輸出額は円安といった要因も加わって、増加が著しい。日本の農林水産物(アルコール飲料、たばこ、真珠を除く)の輸出相手国に占め

図表9 TPPによる農林水産業の生産額への影響（政府試算）

品目名	生産減少率 (%)	生産減少額 (億円)	品目名	生産減少率 (%)	生産減少額 (億円)
米	0	0	合板等	0	219
大麦	0	4	あじ	0	6 ~ 12
小麦	0	62	さば	0	6 ~ 11
砂糖	0	52	いわし	0	24 ~ 48
牛肉	0	311 ~ 625	ほたてがい	0	27 ~ 54
豚肉	0	169 ~ 332	たら	0	4 ~ 8
でん粉原料作物	0	12	いか・干しするめ	0	10 ~ 19
牛乳乳製品	0	198 ~ 291	かつお・まぐろ類	0	57 ~ 113
加工用トマト	0	1	さけ・ます類	0	40 ~ 81
かんきつ類	0	21 ~ 42			
りんご	0	3 ~ 6			
鶏肉	0	19 ~ 36			
鶏卵	0	25 ~ 53			
農産物計	-	878 ~ 1516	林水産物計	-	393 ~ 566

出所：内閣官房TPP政府対策本部「農林水産物の生産額への影響について」（平成27年12月）

るTPP参加国のシェアの合計は3割近くを占めている。これらの国の関税の削減・撤廃をはじめとする市場開放は、日本の農林水産物の輸出のさらなる増加のきっかけとなると考えられる。ただし、関税が削減・撤廃されたとしても、相手国・品目によっては検疫の関係で日本から輸出できないケースがある。関税の削減・撤廃の効果を輸出の増加へとつなげるため、輸出の増加が期待されるものから優先的に検疫に関する交渉を進める必要がある。

日本の関税の削減・撤廃は、農業だけでなく、食品製造業等に対しても影響を及ぼす可能性がある。こうした業種では、海外から原材料を安く調達できる可能性がある一方、チョコレート、ビスケットといった菓子類や加工食品等の関税も撤廃されるため、輸入品との競争が激しくなることが考えられる。外食産業等では安価な輸入品の調達という選択肢が広がるメリットが生じるだろう。

製造業では、他のTPP参加国の関税の削減・撤廃により、関税支払額の節約という点で恩恵を受ける業種があり、とりわけ自動車製造業ではその効果が大きいと見られる¹¹⁾。日本の自動車製造業では海外現地生産が進んでいるが、現地の子会社が自動車生産にあたって必要となる部品の中には日本から輸入するものもある。こうした部品には、現在、他のTPP参加国では数%の関税がかけられており、それを消費者に転嫁できない場合には、日

本企業が結果として負担していることになる。TPPにより自動車部品にかかる輸入関税が撤廃されると、関税負担が軽減されることになる。

非製造業では、他のTPP参加国における規制緩和等により、恩恵を受ける可能性がある業種がある。マレーシア、ベトナムでは、コンビニやスーパーといった小売業で規制が緩和され、海外の企業が参入しやすくなる。特にベトナムは人口が9千万人と規模が大きく、人口の年齢構成も若いことから、今後、需要が伸びると考えられ、日本企業にとっては、ビジネスチャンスが拡大することになるだろう。また、マレーシア、ベトナムでは金融業でATMの設置等に関する規制が緩和されるほか、ベトナムでは電気通信業、広告業、マレーシアでは輸送業等で規制が緩和される。

政府調達分野での合意により、マレーシア、ベトナム等の一定金額以上の公共工事等の入札に、新たに日本企業が参加できるようになる。また、チリ、ペルーでは入札の参加基準となる金額が引き下げられる。実際に、参入機会がどの程度増えるかは不明であるが、インフラ輸出の増加を目指す建設業にとって、海外における政府調達市場の拡大は好ましいことと言える。

なお、日本はすでにGPAにおいて、海外企業に市場開放を行っており、内閣官房編「平成26年度版 政府調達における我が国の施策と実績」（平成27年3月）による

と、海外企業からの調達割合は案件ベースで2.9%、一般競争入札における海外企業の落札率は1.8%となっている。日本のTPPにおける市場開放は基本的にはGPAと同様に、対象となるのは国、都道府県、政令指定都市、関係機関である。地方公共団体では、政令指定都市以外の市町村は対象外となっており、政府調達分野についてはTPPによる影響はほとんどないと考えられる。

5 今後の課題

FTAは締結すればよいというわけではなく、実際に企業に利用されてこそ、期待された効果が生じる。日本貿易振興機構「2014年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によると、日本がEPAを締結している国・地域と貿易を行っている企業のうち、当該EPAを利用している企業の割合は4割程度となっている。企業規模別にみると大企業は54.7%であるのに対して、中小企業は33.2%であり、利用率は中小企業で低い。

日本企業が輸出する場合に、FTAを利用しない理由としては、大企業、中小企業とも「輸出量または輸出金額が小さい」といった回答企業が多くなっている(図表10)。

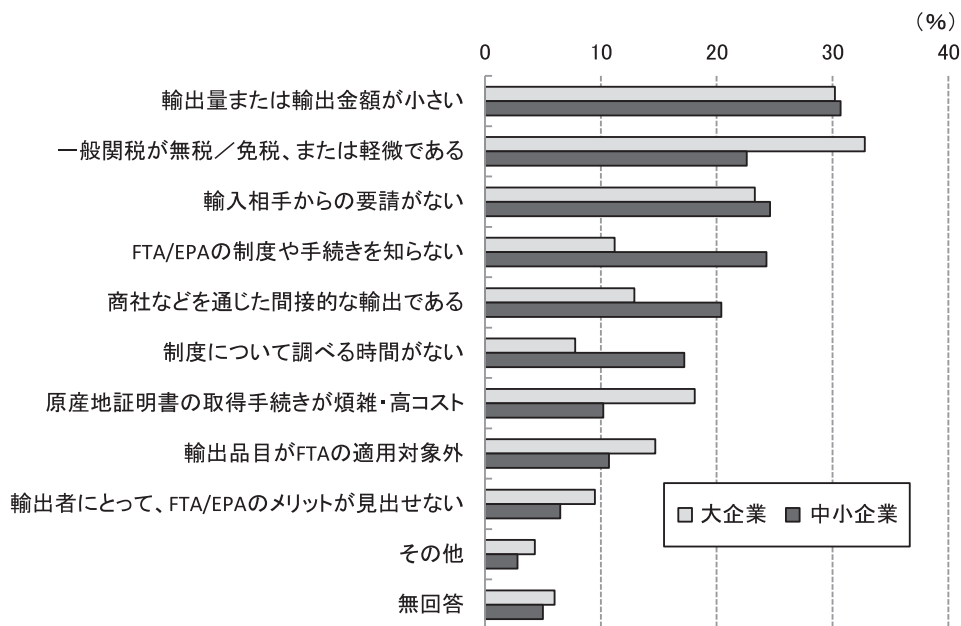
中小企業が大企業と比較して、FTAを利用しない理由として多く挙げているのが「FTA/EPAの制度や手続きを知らない」、「制度について調べる時間がない」等である。

こうしたアンケート結果は、中小企業はFTAを活用できる場合においても十分に活用できていない可能性があることを示唆している。TPPでは「中小企業」という章が設けられているように、中小企業も含め、できるだけ多くの企業によって活用されることになれば、効果はより大きくなる。

グローバル化が進展する中、日本では大企業だけでなく、中小企業も海外に進出するようになってきている。日本貿易振興機構の調査によると、中小企業が海外に進出する際に課題になっていることとして、「現地でのビジネスパートナー(提携相手)」、「海外の制度情報(関税率、規制・許認可等)」、「海外ビジネスを担う人材」、「現地市場に関する情報(消費者の嗜好やニーズ等)」が挙げられている。

TPPの大筋合意を受けて、政府がとりまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」は、TPPの効果を日本の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策や、TPPの

図表10 FTAを利用しない理由



出所：日本貿易振興機構「2014年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2015年3月)より作成

影響に対する国民の懸念を払拭するための政策の目標を明らかにするものとされている。具体的には、農林水産分野の施策のほか、TPPの活用の推進に向けて、中堅・中小企業への情報提供や相談体制の整備や、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化といった支援策が盛り込まれている。こうした取り組みを、中堅・中小企業のニーズに応える形で効果的に推進していくことができるかどうか、今後の課題となる。

日本は今後、人口が減少することが見込まれており、内需が伸びづらくなる中、海外需要を取り込むことが課題のひとつとなる。TPPは貿易の自由化や海外でのビジ

ネス環境の改善を通じて日本企業にとってビジネスチャンスを広大させるものであり、海外需要の取り込みに寄与すると考えられる。国内においては、関税の削減・撤廃により輸入品が増加して、競争が激しくなる業種や企業もあるだろうが、そうした競争は、自らの強みを再認識する機会ともなり、それが海外需要の取り込みの強化につながると期待される。TPPが日本経済にとって期待されているような効果をもたらすかどうかは、企業がTPPを活用して企業業績の拡大へとつなげることができるかにかかっていると見える。

【注】

- ¹ ドーハ・ラウンドでの交渉は停滞しているものの、貿易自由化の推進においてWTOがまったく機能していないわけではない。2015年末には米国、EU（28ヵ国）、日本、中国、韓国、台湾などWTOに加盟する53のメンバーが参加して、新たに情報通信機器の関税を2024年1月までに撤廃するITA（Information Technology Agreement、情報技術協定）交渉がまとまっている。
- ² 実際に締結されているFTAの中にはEPAと大きな違いがないものもある。本稿では、基本的にはFTAと表記し、個別にEPAと呼ばれているものについて言及する場合にEPAとする。
- ³ 経済産業省（2006）によると、こうした効果はBaldwinにより「ドミノ効果」とされている。
- ⁴ RCEPには中国が、TPPには米国が参加しているものの、両者には日本、オーストラリア、シンガポール等が参加していることから、必ずしも互いに排除するものではないと考えられる。
- ⁵ このほか、マレーシアは、マレー人を優遇するプミプトラ政策をとっているといった特徴がある。
- ⁶ 交渉で用いられたHS2007による。TPPの合意内容は、最終的にはHS2012に基づくものとなっており、HS2012によると、関税を撤廃したことがない品目は901であり、このうち重要5品目は594である。
- ⁷ なお、日本はTPP参加国の中では、ベトナムから衣類や皮革製品を多く輸入しており、日本の衣類の輸入額に占めるベトナムのシェアは1割程度である。日本はベトナムとEPAを締結済みであり、ベトナムから輸入する衣類についてはすでに関税が撤廃されている。したがって、ベトナムから輸入する衣類については、TPPによる関税撤廃の影響を基本的には受けないと考えられる。
- ⁸ TPPがGDPを押し上げる効果については、世界銀行も試算を行っており、2030年までに日本の実質GDPは2.7%程度押し上げられるとされている。これは、政府の試算と同程度の結果である。
- ⁹ これまで国際仲裁機関に訴えられたケースでは、産業別では資源関連が多く、訴えられた国は新興国が多いといった傾向が見られる。
- ¹⁰ 試算の対象は、関税率10%かつ国内生産額が10億円以上の品目であり、後述する輸出の拡大にともなう生産額の増加の可能性は考慮されていない。
- ¹¹ 政府によると、他のTPP参加国の関税撤廃により、これらの国において日本の工業製品を輸入する際にかかる関税の減少額は最終年度で4,963億円となっている。このうち自動車と自動車部品の合計は2,890億円であり、全体の6割近くを占める。

【参考文献】

- 石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編著（2015）『メガFTA時代の新通商戦略』、文真堂
 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（2012）『日本のTPP戦略』、文真堂
 経済産業省（2006）「通商白書2006」
 内閣官房TPP政府対策本部「TPP分野別ファクトシート」、内閣官房TPP政府対策ホームページ、2015年12月アクセス